

＝ いじめ防止基本方針 ＝

帯広市立啓西小学校

1. いじめについての基本的考え

(1) いじめの定義

「いじめ」を次のように定義する。

「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」

(2) いじめの未然防止と解消に向けて

「いじめ」はあってはならないことであり、決して許されることではない。しかし、どの学校においても、どの子どもにも起こりうる可能性があるとの認識を常に持ち、その防止・解消に向けて学校は一丸となって取り組まなければならない。

(3) 問題発生時の指導

「いじめ」発生時には、何よりも被害者を守るという意識に立ち、加害者に対しても自らの行動を振り返らせ、「豊かな人間関係」や「健やかな心の育成」を図るため、粘り強く教育的指導を行う。また、校内組織「いじめ防止対策委員会」に於いて対応・指導の方向性を協議し、更には教育委員会との情報共有を速やかに行い、プライバシーに配慮しながら指導・対応に当たる。

(4) 児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発

「学校いじめ防止基本方針」を策定し、その趣旨を理解してもらうため、学校 HP や学校だより等を利用して公表し、適宜、情報発信を行う。

2. いじめの未然防止と早期発見のための取組

(1) いじめの把握・早期発見

担任による日常の観察（朝の出席確認等）を重視し、児童一人一人の心のサインをきめ細かくキャッチするとともに、北海道教育委員会のアンケート調査に加え、本市独自のアンケート調査を実施し、児童の状況を的確に把握する。

(2) 校内研修及び日常指導について

校内研修や職員会議において、いじめに関する各種資料等をもとに全教職員が危機感を共有し、小さな予兆やサインを見逃さない校内体制を構築するとともに「つく指導」に心がける。また、外部の専門家を招いての講演会や外部講師を招いての授業を積極的に取り入れ、指導内容のプログラム化について理解を深める。

(3) 校内環境作り

挨拶運動や廊下歩行などの学校での約束事を大事に指導し、更に生命尊重・自尊感情の育成に向けて道徳指導・授業の充実に努める。また、子どもの居場所づくりや絆づくりを進めることなどにより、児童にストレスを生まない、いじめが起きにくい校内環境づくりにも努め、ストレスをコントロールする様々な方法についても研修する。

(4) 年間指導計画に位置付いた指導の充実

年間計画に位置づけた道徳の時間や学級活動等において「自他の生命」を大切にす指導や、多様な価値観・異文化などを理解し認める指導の充実に努めるなどし、「いじめ根絶」のための指導を計画的に行う。

(5) 児童の理解・支援

児童の人間関係を客観的に捉えるため、「子ども理解支援ツール『ほっと』」を活用するなどし、日常観察で把握しきれない児童の小さなサインを見逃がさない。

(6) 児童会の取組

児童自らが行動する意識を高める工夫を行い、校内においては児童会において「挨拶運動」「異学年交流」への取組や「相談箱」の設置などいじめ撲滅の取組を充実させる。また、全市的な「いじめ・非行防止サミット」へも積極的に参加する。

(7) 相談体制の充実及び相談員等との連携

児童と教職員の確かな信頼関係を築くことにより校内の相談体制を充実し、更に「心の教室相談員や家庭訪問相談員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー」等の相談窓口を児童や保護者に周知し、帯広市教育委員会と連携し相談体制の充実に努める。

(8) 学校評価

学校評価に「いじめの防止」等に関する取組項目を設定し、児童や保護者のいじめに対する意識を把握し、学校として定期的な意識向上を図るとともに、取組の不断の見直しを行う。

(9) 教職員の意識

すべての児童が授業場面で活躍できるための授業改善に心がけ、学力向上やいじめ未然防止の観点から児童一人一人が授業において生かされる指導に努める。

(10) 年間計画の策定

校内における取組内容の検証を行うため、調査の実施時期、会議の開催時期、それを踏まえた校内研修会等の時期について決定する。

3. いじめ発生時における取り組み

(1) いじめを認知した場合は、速やかに「いじめ防止対策委員会」を開催し、第1に被害者を守る視点に立ち、学校組織として全力で対応に当たる。

(2) 事実確認が容易でない場合は、保護者の確認のもと、臨時のアンケートや教育相談を実施するなど迅速に状況把握を行い、学校の取組についての記録化を行う。

(3) いじめを受けた児童が学校へ登校できない状況や教室に入れられない状況が生じた場合は、学習サポートの実施や心理カウンセリング等、児童や保護者の立場に立ったきめ細やかな教育的配慮を行う。

(4) いじめを行った児童に対しては、複数の教師による意図的計画的な指導を行い、加えて道徳の時間等において、傍観者となり得る児童に対して学級での全体指導を行う。

(5) いじめを行った児童の保護者に対しては、いじめの定義を含め学校の指導に対して理解を得るとともに、家庭における指導に対しての助言を行う。

(6) いじめを受けた家庭に対しては、いじめの解決に向けた学校の取り組み状況について、適切に情報提供を行う。

(7) 犯罪行為であると考えられる場合は、直ちに教育委員会と連携して関係機関(警察等)と組織的に対応する体制を取る。

4. 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。

〈構成員〉 校長、教頭、学級担任、学年団、生徒指導部担当、教務部担当、養護教諭

〈活動〉 ①いじめの防止に関すること

②いじめの早期発見に関すること

③いじめ事案に対する対応に関すること

- ・取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証
- ・教職員の共通理解と意識啓発
- ・児童生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ・個別面談や相談の受け入れ、及びその集約
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
- ・発見されたいじめ事案への対応等

〈開催〉 ○定例職員会議において各学年の状況を交流し、いじめの兆候等があれば直ちに開催する。（現状や指導についての情報交換や研修、及び共通行動について話し合う）

○いじめ事案発生時は緊急開催する。

いじめ防止対策委員会<定例>					
時期	5月	7月	9月	11月	2月
関連会議	児童理解交流会	定例職員会議	定例職員会議	定例職員会議	児童理解交流会
内容	児童の態度、行動、友達とのかかわり方を全職員で共有する。 各学年の状況の交流	いじめアンケートの結果をから、各事案を共有し、具体的な対策等について協議する。	いじめの未然防止のついで、の道徳、特活授業の指導案、資料提案	いじめアンケートの結果をから、各事案を共有し、具体的な対策等について協議する。	児童の態度、行動、友達とのかかわり方を全職員で共有する。

5 重大事態への対処について

重大事態とは「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」がある場合。

重大事態が発生した時（児童生徒や保護者からいじめられていて重大事態に至ったという申立てがあったとき）は、国が示したフローチャートに従い次の対応を行う。

- ①重大事態が発生した旨を帯広市教育委員会に速やかに報告する。
- ②教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

学校用

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめ防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※設置者から地方公共団体の長に報告）
- ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
- イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大な事態に至ったという申し立てがあったとき」

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校が調査主体の場合

学校の設置者の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図る事により、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にはっきりと向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかとなった事実関係について、情報を適切に提供。（適時・適切な方法で経過報告があることが望ましい）
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があること念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者が調査主体の場合

●設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

－運営方針 13－